

会議録概要

(第5回 口利き等疑いに関する事実関係及び再発防止策に係る第三者委員会)

平成29年7月13日(木) 15:00~17:00 南部合同庁舎 4階 第2会議室

出席者： 池田委員、仲地委員、平良委員、徳田委員、知念委員(全員出席)

- 1 会議次第1により、委員長から会議の開会が宣言された。
- 2 会議次第2(1)アにより、事務局から、調査に係る進捗状況について、次の点を確認した。
 - (1) 調査対象者の守秘義務を包括的に解除するため、第三者委員会設置要綱を改正し第5条を追加した。

今後、当委員会で聞き取りまたは文書で照会する調査対象者に関しては、設置要綱に基づき守秘義務が解除されているという前提で聞き取り等を行う。
 - (2) 調査対象者への依頼及び回答状況等について。
 - ア 聞き取りへの出席要請を拒否している一部対象者については、状況を見ながら改めて、再度打診していく方向で検討する。
 - イ 期限までに回答が出てこない対象者については、確認及び催促の連絡を行う。
 - ウ 次回委員会までの状況を踏まえて、対象者の範囲を拡げることも検討する。
- 3 会議次第2(2)により、事務局から防止策の検討に関する資料の説明し、委員から質疑応答等があった。
 - (1) 事務局からは、次の点について資料の説明を行った。
 - ア 「行為規範」の観点からの状況整理
 - イ 国及び他府県等における職員倫理に係る条例等の比較
 - ウ 公益通報制度
 - エ 教育庁における働きかけについての取扱要綱
 - オ 教育委員会と教育長の職務権限の関係
 - カ 口利き等に対する記録化のメリット及びデメリットの整理

(2) 各委員からは次の点についての質疑、意見等があった。

ア 教育庁の働きかけ要綱における「働きかけの撤回」について。

イ 倫理規程と働きかけ防止要綱の一本化の可能性について。

ウ 働きかけの記録化について、全てを対象とするか違法・不当なものに限るか。誰がどのように判断するか。件数としてどれくらいのボリュームが想定されるか。

エ 防止策の対象範囲は、教育庁のみならず県組織全体とするか。

オ 類似の任意団体における調査や他地方自治体における検討結果に係る報告書について。

カ 公正職務審査会の可能性及びあり方について。

ケ 今後、防止策の検討の進め方として、規程等の制定にあたって検討すべき各項目毎に整理しながら、個別に検討していく。

4 会議次第2(3)により、今後の調査対象及び方法等について検討を行い、次のとおり確認した。

(1) 次回委員会は、7月27日(木)とする。

(2) 調査対象者への依頼及び回答状況等については、確認でき次第、メールで各委員に報告する。

(3) 確認内容を踏まえて、調査対象者については改めて議論する。

(4) 再発防止策については、項目毎に整理した資料等を用意した上で、議論を進める。

5 会議次第3により、委員長から閉会が宣言された。

以 上